



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第640号 令和5年10月27日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
482	令和5年度徳島県一般会計補正予算（第4号）及び令和5年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を公表する件	財政課
483	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課
484	保安林を指定する件	森林整備課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
115	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
116	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
117	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の吉野川選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
1 1 8		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第四百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和五年十月十日徳島県議会の議決を経た令和五年度徳島県一般会計補正予算（第四号）及び令和五年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を次のとおり公表する。

令和五年十月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年十月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林の所在場所

勝浦郡上勝町大字旭字中須九七の三、九八の三、一〇〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中須九七の三・九八の三・一〇〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県選挙管理委員会告示第百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一、二、二一三人

徳島県選挙管理委員会告示第百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六八、四三八人

徳島県選挙管理委員会告示第百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の吉野川選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
吉野川	一一、一一〇人

徳島県選挙管理委員会告示第百十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長

中

田

丑

五

郎

一六八、四三八人